

3 防危第 4 7 9 号
令和 3 年 9 月 1 0 日

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 愛 知 県 知 事

「愛知県緊急事態措置」の期間延長について（通知）

昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 3 項に基づき、愛知県始め 19 都道府県における「緊急事態措置」を実施すべき期間が令和 3 年 9 月 30 日まで延長されたことを受け、「愛知県緊急事態措置」の実施期間を同日まで延長することを決定しました。

については、貴所属職員に周知徹底を図り、緊急事態措置を推進するとともに、住民、事業者、関係諸団体等に周知し、一層強く協力を呼び掛けるなど、引き続き、感染拡大の防止に全力をあげるようお願いします。

<添付文書>

別紙 1 愛知県緊急事態措置の概要

別紙 2 愛知県緊急事態措置本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

政策・企画グループ

内 線 2 5 0 8 ・ 2 5 0 9

ダイヤル 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 9 1

F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 1 1

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp